

静岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第32号

静岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定による静岡県銃砲刀剣類登録審査委員（以下「登録審査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数、任期等)

第2条 登録審査委員の定数は、6人以内とする。

- 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 登録審査委員は、非常勤とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に銃砲刀剣類登録規則第2条の規定により任命されている登録審査委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。